

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」を受けての対応について

株式会社植木組では、新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」の全国への拡大をうけ、感染の拡大防止をさらに進めるために、下記の対応策を講じておりますので、お知らせいたします。

お客様、協力会社等関係者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象範囲

緊急事態宣言の対象となる地域の本社、本支店、営業所、作業所

2. 対応期間

緊急事態宣言が終了するまで

3. 対応方針

(1) 勤務体制について

対象範囲の内勤者については、サテライトオフィスの活用、在宅勤務、時差出勤の実施を行っています。

(2) 出張及び移動の対応について

不要不急の出張や移動は原則禁止とし、Web会議等で対応しております。

(3) 工事現場への新規入場者対応について

感染防止を最優先に考え、現場への新規入場者については、入場2週間前より検温、体調チェックを行ってから入場をお願いしております。

(4) 来客者への対応

弊社への来社は、現場事務所含めできるだけ自粛いただき、顧客との打合せについても、極力Web会議の利用や電話にての打合せをお願いしております。

以上